

（午前9時30分開議）

○議長（井上勝彦君）皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員数は22人で全員であります。

○議長（井上勝彦君）これより本日の会議を開きます。

○議長（井上勝彦君）この際、報告いたします。

監査委員から、平成25年3月19日付橋監委第89号をもって平成24年度第2次定期監査実施報告書の提出がありましたので、その写しを配付いたしております。

次に、総務委員長、経済建設委員長、文教厚生委員長及び議会運営委員長から、行政視察報告書の提出がありましたので、配付いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井上勝彦君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において16番 堀内君、19番 小林君の2人を指名いたします。

日程第2 議案第35号 橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について から、
日程第4 議案第52号 橋本市・高野町・伊都消防組合消防通信指令事務協議会規約の制定に関する協議について までの3件

○議長（井上勝彦君）日程第2 議案第35号 橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について から、日程第4 議案第52号 橋本市・高野町・伊都消防組合消防通信指令事務協議会規約の制定に関する協議について までの3件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 9番 上田君。

〔9番（上田良治君）登壇〕

○9番（上田良治君）おはようございます。

それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る3月7日の本会議において、本委員会に付託された議案第35号 橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について、議案第46号 橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例について、議案第52号 橋本市・高野町・伊都消防組合消防通信指令事務協議会規約の制定に関する協議について を審査するため、3月12日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第35号は、市長の権限に属する事務分掌の一部を変更するものである。組織・機構については、防災の重要性が増しているため市民安全課を防災に特化した防災推進室とし、従来の交通安全対策・防犯業務を総務課に、協働・消費生活業務を環境衛生課に所管替える。これに伴い市民部を市民生活部、環境衛生課を市民生活環境課に名称変更する。また、企画経営室の男女共同参画業務と、教育委員会社会教育課の男女共同参画啓発業務を人権推進室に所管替えし、これに伴い人権推

進室を人権・男女共同推進室に名称変更する。また、いきいき長寿課と地域包括支援センターを統合するなど組織改革するもので、いずれも4月1日実施予定である。

委員から、防災推進室、人権・男女共同推進室への職員配置について ただしがあり、人事異動と関連するため現時点での予定であるが、防災推進室には女性職員を含め5人の正規職員配置を考えており、加えて消防部局との人事交流も検討している。人権・男女共同推進室は4人の正規職員配置を予定している との答弁がありました。

市民への周知について ただしがあり、広報はしもとによる周知のほか、庁舎案内表示板の変更や総合案内での対応を考えている との答弁がありました。

議案第46号は、進出企業の投下固定資産税の一部を還付する奨励金について、現在、土地については操業開始までの期限に定めはあるが、家屋並びに償却資産については定めがないため、操業を開始するまで時間を要している理由の一つとなっている。また、本市と和歌山県の奨励金制度の交付対象期限が異なるために申請手続きが煩雑になるなどの制度上の課題がある。このため、進出企業の操業を促進するとともに、進出企業の事務軽減のため県の奨励金制度と整合を図るなど所要の改正を行うものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第52号は、橋本市、高野町及び伊都消防組合による消防通信指令事務の共同管理・執行に向けて、橋本市・高野町・伊都消防組合消防通信指令事務協議会を新たに設置するために必要となる規約を定めるものである。

委員から、本協議会の運営に要する費用の負担割合について ただしがあり、協議会設立に向けた準備委員会の協議において、前年

度の消防費にかかる基準財政需要額（事業費補正なし）に基づき算出することとし、各市町の負担は、橋本市63.3%、かつらぎ町21.3%、九度山町7.8%、高野町7.6%となっている。正式には、協議会設立後、関係団体の協議により決定することになる との答弁がありました。

他団体における審議状況について ただしがあり、伊都消防組合、高野町とも既に議会で可決された との答弁がありました。

以上で委員長報告を終わります。議員皆様のご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（井上勝彦君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第35号の討論に入ります。討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第35号 橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第46号 橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第52号 橋本市・高野町・伊都消防組合消防通信指令事務協議会規約の制定に関する協議について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第31号 橋本市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準に関する条例について から、日程第9 議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について までの5件

○議長(井上勝彦君)日程第5 議案第31号 橋本市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準に関する条例について から、日程第9 議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について までの5件を一括議題といたします。

ここで、当局より発言の申し出がありますので、これを許します。

建設部長。

○建設部長(松浦広之君)恐れ入ります。議案第31号に印刷誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。

議案第31号の13ページでございます。13ページ上から19行目、条例第5条第1項第4号中、「障がい者」と記すべきところ、ひらがなの「がい」の後ろに漢字の「害」の字が重ねて記載されています。漢字の「害」の字を抹消いただきますようお願いいたします。

申しわけありませんでした。

○議長(井上勝彦君)ご了承願います。

それでは、本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 13番 石橋君。

〔13番(石橋英和君)登壇〕

○13番(石橋英和君)去る3月7日の本会議において、本委員会に付託された議案第31号 橋本市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準に関する条例について、議案第42号 橋本市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、議案第43号 橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、議案第48号 市道路線の認定について、議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について を審査するため、3月13日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第31号は、地域主権改革一括法の施行に伴う「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部改正により、本市が設置する都市公園に係る高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるものである。

委員から、本基準が適用となる公園について ただしがあり、現在、都市公園は一部供

用を含め54公園を供用開始しているが、これら既存の公園は基準適合の努力義務となっており、一部バリアフリー化工事を予定している。今後設置する公園施設については、本基準への適合が義務付けられるとの答弁がありました。

議案第42号は、西畑、九重の2簡易水道において、開栓・閉栓時の料金算定方法が異なっているため、上水道と同じ算定方法を用いている西畑簡易水道の算定方法に統一するものである。また、簡易水道事業が有する債権については、私債権で民法の適用となるため、債権放棄手続き等に関する規定を新たに設けるものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第43号は、施設分担金について、対象となる施設・金額等は、現在、水道施設分担金規程で定めているが、疑義が生じないように条例に規定替えるものである。また、水道事業が有する債権について、簡易水道事業と同様に民法の適用となるため、債権放棄手続き等に関する規定を新たに設ける。なお、旧市・旧町の水道料金統一にあわせ改正が必要であった上水道の開栓・閉栓時の料金算定に係る規定について、未整備のまま残っていたため、あわせて改正するものである。

委員から、小規模開発における施設分担金の賦課対象について 追加があり、配水管が完備されており開発に対する給水が増えても施設改良を伴わない場合は賦課対象としていない。開発の規模が大きく、周辺の水量、水圧に変化を及ぼす場合は、開発業者の負担により施設整備を行うか、もしくは施設分担金を徴収し、市が改良施工することになる との答弁がありました。

施設分担金を賦課する際の対象面積について 追加があり、小規模な宅地造成・分譲

の場合は、道路や公園などの公共施設面積を除いた宅地面積を対象とする。また、延べ床面積が2,000㎡を超える大規模建築物で、利用する水道メーターの容量の累計が25mm以上の場合などは、建物の延べ床面積が対象となる との答弁がありました。

議案第48号は、民間事業者が建設し、本市が帰属を受ける伏原73号線及び向島35号線を新たに市道として認定するものであり、委員会は先に現地に赴き調査の後審査を行いました。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第50号は、農業ふれあい公園やつちよん広場について、現在の指定管理者である紀北川上農業協同組合による施設の運営実績等を考慮し、引き続き同組合を指定管理者として特定指定するものである。なお、本敷地について、和歌山県から無償譲与を受けた際、25年末まで公園として利用する旨用途指定を受けたため、公の施設として公園を設置し指定管理者制度を活用してきたが、用途指定の期間満了後は普通財産としての運用を予定しているため、今回の指定管理期間は、25年4月1日から1年間とするものである。

委員から、今後予定している普通財産の貸し付けに係る使用料について 追加があり、今回の指定管理期間中に具体的な協議を進めることになるが、現時点では行政財産使用料条例等の規定に基づく算定額が協議の出発点となる との答弁がありました。

普通財産として貸し付ける際は、民俗資料等展示棟、西側駐車場も含めた対応となるのか との追加があり、現時点ではすべての施設を一体として協議を進めることとしている との答弁がありました。

以上、委員長報告でございます。ご承認いただけますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（井上勝彦君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第31号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第31号 橋本市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準に関する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第42号 橋本市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第43号 橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第48号 市道路線の認定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第28号 橋本市新型インフルエンザ等対策本部条例について から、
日程第15 議案第47号 橋本市保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について までの6件

○議長（井上勝彦君）日程第10 議案第28号 橋本市新型インフルエンザ等対策本部条例について から、日程第15 議案第47号 橋本市保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について までの6件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 11番 土井君。

〔11番（土井裕美子君）登壇〕

○11番（土井裕美子君）それでは委員長報告をさせていただきます。

去る3月7日の本会議において、本委員会に付託された議案第28号 橋本市新型インフルエンザ等対策本部条例について、議案第29号 橋本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について、議案第30号 橋本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、議案第38号 橋本市青少年センター設置条例の一部を改正する条例について、議案第44号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第47号 橋本市保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について を審査するため、3月14日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第28号は、新型インフルエンザが発生したときに、その脅威から国民の生命と健康

を守り、国民の生活や経済に及ぼす影響が最小となるように施行される新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、本市に設置する対策本部に関し、必要な事項を定めるものである。

委員から、新型インフルエンザ等対策本部の組織・体制について ただしがあり、法律の規定により、市長が本部長となり、本部員に副市長、教育長、消防長または消防吏員がつくことになっている。このほか、必要な職員は、本条例の規定により置くことができる。今後、国と県が行動計画を策定し、それを受けて本市も行動計画を策定し、総合的な対策推進に関する事項、住民への適切な方法による情報提供、本部の体制などを決めていくとの答弁がありました。

議案第29号は、地域主権改革一括法の関連として介護保険法の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものである。

委員から、介護給付について不正請求があった場合、5年間をさかのぼって返還請求することから、本条例では記録の保存を5年と定めるとのことだが、故意による不正請求があった場合の対応について ただしがあり、24年度に居宅介護支援事業において不正請求が発覚したが、過料を加算して不正請求分を返還させている。故意による不正請求の場合であれば、事業所指定が取り消されるなどの処分を受けることとなる との答弁がありました。

議案第30号は、地域主権改革一括法の関連として介護保険法の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定めるものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第38号は、教育委員会の機構改革として、社会教育課における情報伝達や他局との連携強化、また人員を集約し体制強化を目的として、青少年センターを社会教育課内に設置するための条例の一部改正である。

委員から、青少年センターに警察官が派遣されていることについて ただしがあり、橋本警察署と本市が少年問題に対処するために協定を結んでおり、現在常勤の少年補導職員1人と、非常勤の警察官2人が派遣されている。職務は、補導した少年の招致や取り調べなどのため警察署に送致するまでの対応などがある との答弁がありました。

機構改革の必要性とそのねらいについて ただしがあり、補導された子どもをさまざまな方法で指導しているが、その後、学校や家庭でどのように支援し育てていくかについて、同じ場所で情報を迅速に共有し、連携して行動することが今後一層重要になるからである との答弁がありました。

議案第44号は、診療費等の債権が従来の地方自治法に基づく債権放棄の手続きではなく、私法上の債権として民法の適用を受けることになったことにより、新たな規定を設け、適正な債権管理を行うための条例の一部改正である。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第47号は、25年4月から保健福祉センター内のいきいきルームに運動機器を設置し、介護予防事業や健康増進事業に活用していくが、事業を行わない午後と土曜日に、一般開放して市民の利用に供するため、1回当たり100円の使用料を徴収するための条例の一部改正である。

委員から、利用方法と使用料設定について ただしがあり、専門的な資格を持つ健康運動指導士が血圧や脈拍など体調管理のもとに利

用者の健康状態に合わせた運動メニューを作成し、それに沿って機器を利用していただくことになる。機器の購入や維持費、人件費、光熱費、同様の器具を備える民間施設との関係などを総合的に考慮した使用料設定である との答弁がありました。

機器の利用による事故やけがが起こる心配はないのか とのただしがあり、基本的に医者から運動を禁止されていない人が対象であるが、健康運動指導士に対して運動メニューの作成や機器操作の説明を慎重にするよう指示する との答弁がありました。

以上で委員長報告を終わります。議員各位のご賛同をよろしく願いをいたします。

○議長（井上勝彦君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第28号の討論に入ります。討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第28号 橋本市新型インフルエンザ等対策本部条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、

で、討論を終結いたします。

これより、議案第29号 橋本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第30号 橋本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第38号 橋本市青少年センター設置条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第44号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第47号 橋本市保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。